

保護者 様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

東吾妻町教育委員会

インフルエンザにかかり出席停止となった園児、児童生徒が登（所・園・校）を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいておりますが、学校等への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更するとの通知が群馬県からありました。本書類の扱いに変更が生じた際には、改めてお知らせいたします。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) **受診時、医師に登（所・園・校）可能予定日を確認**
- (2) 速やかに学校等に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、**医師と確認した「発症日」を記録**
- (4) **検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録**
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登（所・園・校）し、学校等に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで」

- ※ 「発症した後 5 日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 5 日を経過した日となります。
- ※ 「解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）」とは、解熱した日を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表（幼児は点線までの期間）

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8 日目				
例 1	発症から 1 日目に解熱した場合	発熱	解熱					登（所・園・校）可能						
例 2	発症から 2 日目に解熱した場合	発熱	解熱											
例 3	発症から 3 日目に解熱した場合	発熱	解熱											
例 4	発症から 4 日目に解熱した場合	発熱				解熱								
例 5	発症から 5 日目に解熱した場合	発熱					解熱							

※ 「発症した後 5 日」、「解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登（所・園・校）再開とはなりません。登（所・園・校）再開には、両方の基準を満たす必要があります。

東吾妻町教育委員会 学校教育課
電話：0279-68-2111

※参考 学校から通知されます

(様式1)

令和 年 月 日

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

〇〇〇〇〇〇所・園・校
所・園・校長 〇〇 〇〇

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登（所・園・校）にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校等へ提出をお願いします。

.....

保護者が記入

〇〇〇〇 所・園・校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

(年) 組 氏名

1 診断を受けた医療機関： _____

2 診断日：令和 年 月 日 (診断型：A型 B型 不明)

※いずれかに○をつけてください。

3 登（所・園・校）再開日：令和 年 月 日

(登（所・園・校）再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____